

資料 3

国家戦略特区の当面の重要事項について

平成27年1月27日

秋 池 玲 子

坂 根 正 弘

坂 村 健

竹 中 平 蔵

八 田 達 夫

1、岩盤規制改革の最終年度に向けて(来年度末までの改革完遂)

- ・ 1年前の安倍総理のダボススピーチ、及び、以下の「日本再興戦略」改訂2014(6月24日閣議決定)に基づき、「岩盤規制改革の重点事項と改革スケジュール」(いわゆる「工程表」)を、9月30日の前々回(第9回)の諮問会議において提案した。また、その際、総理からも、「民間議員からの工程表の御提案も参考に、岩盤規制改革の更なる実現に取り組んでまいります」とのお話があった。
- ・ 別紙は、本「工程表」について、前臨時国会で特区法改正法案が廃案となったことによる修正を施したものであるが(赤字が修正部分)、岩盤規制改革の残された期間はわずか1年余り、残された国会は2回のみである。
- ・ 間もなく、岩盤規制改革の最終年度である来年度を迎えるに当たり、あらためて、「期限内で改革を完遂する」との目標を、政府内で確認すべきである。

ii) 国家戦略特区の加速的推進

国家戦略特区は、2015年度までの2年間で集中取組期間とし、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いていくものである。残された期間内にこれを実現するためには、「岩盤規制改革の重点事項と改革スケジュール」を早急に取りまとめるとともに、国家戦略特区に関する以下の施策をはじめとする各種取組を加速化し、具体的な事業や提案ニーズに柔軟かつスピーディーに対応していくことが必要である。

2、今国会への提出法案における追加の規制改革事項等について

- ・ 改革の完遂のため、まずは今回への提出法案に盛り込む規制改革事項が重要であるが、地方創生を推進する観点からも、「農林水産分野」や「観光分野」の重要性は高まっている。
- ・ 例えば、企業による農地所有（農業生産法人の出資・事業要件）についても、農地取得後の耕作放棄や産廃施設化の防止対策を積極的に検討する自治体も登場してきており、従来以上に、改革に向けた具体的な議論を行っていく必要がある。

3、「地方創生特区」の指定について

- ・ 前回（第10回）の諮問会議で、「地方創生特区の指定基準」として、指定される自治体が、
 - ① 現行法に既に盛り込まれた改革メニュー（いわゆる「初期メニュー」）のうち比較的活用が困難なもの（例：農業委員会改革、公設民営学校、旅館業法など）を着実に活用すること
 - ② 前臨時国会で廃案になった法案に盛り込まれた改革メニュー（いわゆる「追加メニュー」）など、他の自治体が真似できないような思い切った改革事項を提案することを提案した。
- ・ 特に、②の「追加メニュー」について、昨年3月に指定された第一次の国家戦略特区の際と同様、改正法が成立した暁には、法案に盛り込んだ全ての改革事項が、現在の特区も含め、いずれかの区域で活用され実現するように（いわゆる「規制改革の使い残し」がないように）すべきである。
- ・ いずれにせよ、地方創生特区により、全国に先駆けて「規制改革による地方創生」の範を示すことは、喫緊の課題である。近未来技術の実証への理解も含め、文字通り「やる気のある、志の高い地方自治体」を、できるだけ早期に指定すべきである。

<別紙>

岩盤規制改革の工程表(重点事項と来年度末までの改革スケジュール)

(注1) 以下の事項は、第2回 国家戦略特区諮問会議(2014年1月30日)の有識者資料に例示として掲げたものであり、重点事項として、これ以外を排除するものではない。

(注2) ※は、現行の国家戦略特区法に係る規制改革事項(いわゆる「初期メニュー」)等として、一定の措置がなされている事項(特段の記載がない限り、国家戦略特区法において、2014年4月に施行済み)。

<医療・介護・保育等>

※ 病床規制の撤廃

※ 混合診療

→ 「患者申出療養(仮称)」について、**今**通常国会に法案提出(全国措置)

※ 医学部の新設

→ 国家戦略特区法に基づき検討中。本年**度**内に速やかに措置

※ 株式会社の参入とイコールフットイング(医療機関、特別養護老人ホーム、保育所の経営等)(一部、構造改革特区で実現)

→ 遅くとも来年度に法案提出(少なくとも特区で実現。以下同じ。)

○ 医療法人の理事長資格要件(医師・歯科医師)の見直し

→ 本年**度**内に速やかに法案提出

○ 遠隔診療の拡大

→ 本年**度**内に速やかに措置

<労働>

※ 解雇ルールの明確化

※ 有期雇用規制の見直し(**前臨時国会で法案成立済み**)

- 労働時間規制の見直し
 - 「新たな労働時間制度」について、**今**通常国会に法案提出(全国措置)
- 有料職業紹介事業等の見直し
 - 遅くとも来年度内に法案提出
- 外国人在留資格の抜本の見直し
 - 本年**度**内に速やかに法案提出

<教育>

- ※ 公設民営学校の実現
 - 本年**度**内に速やかに法案提出
- 株式会社の学校経営への参入とイコールフットイング
 - 遅くとも来年度内に法案提出
- 教育バウチャー
 - 遅くとも来年度内に措置
- 教育委員会制度の見直し(前通常国会で法案成立済み)

<農業>

- ※ 農業委員会の改革
- ※ 農業生産法人要件の見直し(役員要件等)
- 農業協同組合の在り方を見直し
 - 上記3事項について、**今**通常国会に法案提出(全国措置)
- 農業生産法人要件の見直し(上記以外)
 - 遅くとも来年度内に法案提出